

○桜井宇陀広域連合個人情報の保護に関する法律施行 条例

〔 令和5年3月30日 〕
〔 条 例 第 2 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において、広域連合の機関とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において広域連合の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示情報及び不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示する

こととされている情報として条例で定めるものは、桜井宇陀広域連合情報公開条例（令和5年3月桜井宇陀広域連合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条第3号ウに掲げる情報とする。

- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示情報とする必要があるものとして条例で定めるものは、情報公開条例第6条第1号に掲げる情報とする。

（開示請求の手續）

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（訂正請求の手續）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手續）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審査会への諮問）

第8条 広域連合の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年3月桜井宇陀広域連合条例第3号）第2条に規定する桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、広域連合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限

る。)の施行の日から施行する。